

令和3年9月13日

市政記者クラブ 様

健康福祉局健康部健康増進課

担当：岡本、古山

電話：972-2636

## 屋外分煙施設を設置する事業者等の募集を開始します

令和2年4月1日施行の名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例に基づき、屋外の分煙対策として、令和2年度に引き続き、令和3年度においても名古屋市屋外分煙施設設置費用助成事業を実施し、所有する土地等に屋外分煙施設の設置を希望する事業者等を募集するものです。

※屋外分煙施設：施設の全部の場所を喫煙する場所とする屋外の分煙施設

### 1 助成事業の概要

#### (1) 募集期間

令和3年9月15日（水）から同年10月15日（金）まで

#### (2) 対象者

名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する事業者又は団体

#### (3) 助成対象者の決定

募集期間内に申請があった方について、予算の範囲内で助成対象者を決定します。

#### (4) 対象経費

- ・屋外分煙施設の設置等に係る経費
- ・防犯カメラ等必要な附属物の購入、設置等に係る経費
- ・清掃中を示す看板、ゴミ箱等管理に必要な備品の購入に係る経費

#### (5) 助成率等

10分の10（限度額：300万円）

※予算額3,000万円